

余市町のまちづくりの基本的なルール

余市町自治基本条例 の解説



平成30年4月

余 市 町

目次

I 余市町自治基本条例制定の意義

1 自治基本条例とは	1
2 自治基本条例が必要な理由	1
3 余市町自治基本条例策定委員会による提言	1
4 自治基本条例制定による効果	2
5 条例の名称	2

II 余市町自治基本条例の各規定の解説

前文	3
第1章 総則	
第1条 目的	4
第2条 定義	4
第3条 基本理念	6
第4条 基本原則	6
第2章 町民	
第1節 町民の在り方	
第5条 町民の基本姿勢と役割	7
第6条 町民の権利	8
第7条 事業者の役割	9
第2節 町民参加	
第8条 町民参加	9
第9条 町民意見の公募	10
第10条 町民活動	11
第3章 議会	
第11条 議会の責務	11
第12条 議員の責務	13
第4章 町	
第1節 町の基本事項	
第13条 町の役割と責務	13
第14条 町長の責務	14
第15条 職員の責務	14
第2節 行政運営	
第16条 総合計画	15
第17条 財政運営	16
第18条 危機管理	17

第5章 まちづくり

第1節 ひと

第19条 子育て及び教育の推進	17
-----------------	----

第2節 暮らし

第20条 町民の活動との連携	18
----------------	----

第21条 コミュニティの推進	19
----------------	----

第22条 健康の増進及び福祉の向上	19
-------------------	----

第23条 保健、医療及び福祉の連携	20
-------------------	----

第3節 しごと

第24条 産業の振興と職場づくり	20
------------------	----

第4節 情報共有

第25条 情報の公開	21
------------	----

第26条 情報の共有	21
------------	----

第27条 説明責任	22
-----------	----

第28条 個人情報の保護	22
--------------	----

第5節 意見交流

第29条 町民との意見交流	23
---------------	----

第6章 住民投票

第30条 住民投票の実施と取扱い	23
------------------	----

第7章 交流・連携

第31条 国及び北海道との連携協力	25
-------------------	----

第32条 他の地方公共団体等との連携協力	25
----------------------	----

第33条 町外の人々との交流及び連携	25
--------------------	----

第34条 国際交流及び地域間連携	26
------------------	----

第8章 条例の位置付けと見直し

第35条 条例の位置付け	26
--------------	----

第36条 条例の見直し	26
-------------	----

第37条 町民自治推進委員会	27
----------------	----

Ⅲ 余市町自治基本条例

1 余市町自治基本条例の構成	28
----------------	----

2 余市町自治基本条例	29
-------------	----

【資料】

余市町自治基本条例 制定までの経過	34
-------------------	----

I 余市町自治基本条例制定の意義

1 自治基本条例とは

自治基本条例は、まちづくりの基本的な考え方や町政運営の基本的なルールを定めたものです。本町では、町民参加と協働による「町民自らの意思に基づいた自治の実現」を目的に、平成30年4月1日、余市町自治基本条例を施行しました。

この条例では、本町が目指す自治の姿やまちづくりを進める上での基本的な考え方として、情報の共有、まちづくりへの町民参加と協働を規定したほか、町民、議会、町それぞれの役割や責務などについて定めています。

2 自治基本条例が必要な理由

近年、国から地方へ様々な権限や財源などが移譲される地方分権の流れが加速し、地方が担う役割と責任はさらに大きくなっています。

このような状況の中、地方公共団体は「自ら決定し、責任をもって実行する」という考え方を基本に、町民をパートナーとして、互いに知恵を出し合い、協力しながらまちづくりに取り組むべきであるという考え方が全国的に広がっています。

現在、本町では、人口減少や少子高齢化、財政問題など、多くの課題を抱えています。これらを解決していくには、町が主体的に取り組むことはもちろんですが、町民、議会、町が互いの役割や責任を理解し合い、協力してまちづくりに取り組むことが大切です。

そのため、町政運営の基本理念や基本原則、町民参加のルール、町民の基本姿勢と役割、議会や町の役割や責務を条例として具体化し、実効性をより確固たるものとすることは大きな意義があると考えます。

3 余市町自治基本条例策定委員会による提言

自治基本条例は、まちづくりの基本的な考え方や町政運営の基本的なルールを定めたものであることから、時間をかけてつくり上げるものです。

本町では、平成25年8月に町内の各団体から推薦の8名による（仮称）余市町自治基本条例策定準備会を設置し、条例の研究や条例策定の取り組み方法、さらには（仮称）余市町自治基本条例策定委員会委員の選出方法等について検討がなされました。

さらに平成26年10月に策定準備会メンバーと公募等による町民、16名による（仮称）余市町自治基本条例策定委員会を設置し、条例策定に向けた検討が開始され、本町の自治基本条例にどのような項目を盛り込むべきかなどの議論が行われました。

また、庁内においても（仮称）余市町自治基本条例庁内研究会を立ち上げ、条例制定に向け、その目的や条例に盛り込むべき内容及び関連する事項について、調査、研究及び検討を行ってきました。

策定委員会では、約3年、延べ28回会議を開催し条例案を練り、これを報告書として平成29年11月に町長へ提出しました。

本町においては、提出された報告書の内容を最大限尊重することを基本として、平

成 29 年第 4 回定例会に条例案を提案、余市町自治基本条例審査特別委員会が設置され、12 月 19・20 日に審議がなされ、付帯意見が付されましたが全会一致で原案可決となりました。

※条例制定までの経過については、34 ページをご参照ください。

4 自治基本条例制定による効果

○町民、議会及び町による協働の推進

町民参加の仕組みについて明文化することにより、情報共有によるまちづくり意識の醸成が図られることや、審議会への町民参加などにより、町政への意見反映の機会が増えることなどが期待されます。町民、議会、町が協働の推進を念頭に置いてまちづくりを進めることによって、町民参加も進んでいきます。

○町職員の意識改革

本条例では、町民との協働によるまちづくりを推進していくために、職員に様々な規定を設けています。これにより、職員が、町民に対する説明責任や分かりやすい情報提供などを意識した行動を心掛けることによって、職員の能力向上や意識改革が図られます。

○基本的な町政運営の基本方針の継続

今後、町長や議会の構成が変わっても、本条例で町政運営の基本ルールを明文化することによって、継続的に協働のまちづくりに取り組む姿勢を確認することができます。

5 条例の名称

自治基本条例は、法律上の概念がなく、確立された定義もないため、その名称は自治体によって「自治基本条例」、「まちづくり基本条例」、「協働によるまちづくり基本条例」など様々です。本町の条例は、町民、議会、町の三者が協力してまちづくりを進める上での自治の在り方や枠組みを規定したものであるため、「余市町自治基本条例」という名称を用いています。

Ⅱ 余市町自治基本条例の各規定の解説

前文

私たちのまち余市町は、日本海に面し、突き出たシリパ岬はまちのシンボルとして愛されています。古くは、にしん漁でにぎわい、多くの開拓者により余市りんごが実を結びました。とうとうと流れる余市川、豊かな気候・風土が生んだ果物、ウイスキー、ワインは私たちの誇りであり宝です。

自然環境などの変化に対応し、多くの産業を創造し、まちを形成してきた先人たちの意志を受け継ぎ、次代へと伝えていかなければなりません。

誰かがまちをつくるのではなく、私たち一人一人が自覚と責任を持ち、知恵を出し合い、お互い支え合い、地域への関わりを持ち、より豊かな、より安全な、より過ごしやすいまちを目指し、行動することが必要です。

町民、議会及び町のそれぞれの役割や関係が明らかになるように、私たち一人一人の行動を手助けできるよう、まちづくりの基本となるこの条例を定めます。

【解説】

前文では、余市町自治基本条例を制定するに当たって、条例制定の背景、条例の基本理念や意義について示しています。

前段では、地理上における余市町の位置と余市町が自然豊かなところであり、古くはにしん漁により発展してきたこと、開拓者によりりんごの栽培が始められ、多くの先人の英知と努力の積み重ねにより、ここまで発展してきたことを述べています。

さらには、こうして先人たちが守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化を次の世代に引き継ぐ責任があることを述べています。

社会を取り巻く環境は、地域主権型社会、即ち地域のことは地域で決めることができる社会に大きく変化するとともに、少子高齢化が急速に進み、保健・医療、子育て環境の整備を進めて行く必要があり、地域で解決しなければならない課題も増加し、変化してきました。

後段では、私たち一人一人が自覚と責任をもち、知恵を出し、お互いに支え合い、地域に積極的に関わっていき、より豊かで安全な、そして過ごしやすいまちを目指し行動することが必要であることを述べています。

また、そのためには、町民、議会及び町それぞれの役割や関係が明らかになるよう、そして、私たち一人一人の行動を手助けできるようなまちづくりの基本となる条例を定めることを述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、余市町の町政運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とします。

【解説】

地方分権一括法が平成12年4月に施行され、国と地方はそれまでの「上下主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと変化しました。地方分権一括法施行後は、自治体は自らの考え、判断により町政を行うこととなりました。

このことを踏まえ、本条例は、余市町の自治の基本となる理念や町民の心得として町民憲章を原則とし、町民、議会及び町がどのような役割や責務を担っているかを明確にするとともに、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定め「町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ること」を目的としました。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、又は町内に通勤する人若しくは通学する人、若しくは事業者をいいます。
- (2) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。
- (3) 町 町長をはじめとする執行機関を含む地方公共団体としての余市町をいいます。
- (4) まちづくり 町民が住みよく安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます。
- (5) 協働 多様な主体が対等な立場で、共通の目的に向かって、ともに力をあわせて活動することをいいます。
- (6) 町民参加 まちづくりに関して町民が責任をもって自発的に関わることをいいます。

【解説】

(1)「町民」

地方自治法第10条に定められた住民（町内に住所を有する者で法人や外国人を含む。）のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。

(2)「事業者」

町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人（町内で事

業を営む株式会社などの法人のほか、学校法人や社会福祉法人などの公益法人をいいます。)、団体(町内で活動する、区会、ボランティア団体、NPO法人などの各種団体をいいます。)をいいます。

(3)「町」

町長をはじめ、地方自治法第180条の5の規定により設置しなければならない教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会等の行政の執行機関のことをいいます。

※行政：国の機関や地方公共団体が法律などの法規に基づいて行われる政務。

(4)「まちづくり」

「まちづくり」には、道路・上下水道・公園などの社会資本整備のときに使う「街づくり」だけではなく、広い意味があります。保健、福祉、衛生、教育、環境、防犯、防災、産業振興、土木など幅広い分野において、町民が「住んでよかった」、「安心して暮らせる」と満足することができるような地域社会をつくっていくためのすべての活動をいいます。

(5)「協働」

多様な主体(町民、議会及び町)が同じ目標に向かって対等な関係に立ちながら協力し活動することをいいます。

お祭りを例にあげると、実行委員会形式で町民と町がお祭りを計画、実施、評価、改善することは「広い意味での協働」で、お祭り当日、一緒に会場の運営を行うことは「狭い意味での協働」となります。

(6)「町民参加」

まちづくり活動に町民自らが責任をもって自発的に関わることをいいます。

※参加の例：①町の審議会委員等としての参加

②ボランティア活動への参加

③区会活動への参加

④町HPや町広報誌による情報取得 など

【関係法令】

◆地方自治法

(住民の意義、権利義務)

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

(委員会及び委員の設置)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

1 教育委員会

2 選挙管理委員会

3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

4 監査委員

2 (省略)

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない

委員会は、次の通りである。

- 1 農業委員会
- 2 固定資産評価審査委員会
- 4～7 (省略)

(基本理念)

第3条 余市町の自治の主体は、町民を基本とします。

2 町民は、町民憲章を心得として、まちづくりを進めるものとします。

【解説】

本町の自治の主体は、町民であるという「住民自治」の考え方とし、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図っていきます。

※住民自治：地方の行政が、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理されること。団体自治とならぶ地方自治の基本。

※団体自治：地方公共団体が、自主的に団体の事務（地方の行政）を担当する権能を有すること。

町民は、昭和48年7月1日制定の「余市町民憲章」（以下参照）を心得としてまちづくりを進めていきます。

わたしたちは、青い海、香りゆたかな、果樹園の丘にかこまれた、余市町民です。

○みんなで親切をつくし、きまりをまもり、明るいまちをつくりましょう。

○みんなで元気にはたらき、産業をさかんにし、豊かなまちをつくりましょう。

○みんなで自然に親しみ、健康で、美しいまちをつくりましょう。

○みんなで郷土を愛し、教養を高め、清新な文化のまちをつくりましょう。

○みんなで力をあわせ、希望あふれる伸びゆくまちをつくりましょう。

(基本原則)

第4条 余市町の自治は、地方自治の本旨に基づき町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とし、議会及び町長は、町民の信託に基づき政策を定め、町政を運営するものとします。

2 まちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく、個人の人権を尊重し、国際化が進む中、異なる文化や価値観を認め合う文化を育むことを基本とします。

3 町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとします。

4 町民及び町は、広く自治を担う人材を育成するとともに、協働によるまちづくりを進めます。

【解説】

この条例の目的である「町民自らの意思に基づいた自治の実現を図る」ための基本原

則について定めています。

地方自治の本旨に基づき、本町の自治は、目的を達成するために自分たちのまちのことは自分たちで考え、決定することやそのために、町民一人一人が当事者意識を持ち、まちづくりに主体的に取り組むことを基本としています。

まちづくりは、差別的な取り扱いを受けることなく、すべての町民が尊重されるまちを実現することを基本としています。

町民が自ら考え、判断し、行動するためには正しい情報発信は欠くことができません。町民のまちづくりや町政に参加する興味や意欲を喚起し、実際に参加を得るには、町が保有する情報を町民に積極的に提供する必要があります。また、逆に町民が保有する町政に関する情報を町民及び町の間で共有することにより、自治の一層の推進が期待されます。このため、情報共有を原則として規定しています。

町民主体の自治を確立するため、広く（町内において老若男女を問わず）自治を担う人材の育成が必要であり、その人の能力が発揮できるように、町民及び町は、参加の機会の提供と協働によるまちづくりを進めることとしています。

※例：①区会連合会と連携して参加の機会を協議・提供。

②地域連絡員制度の活用。

第2章 町民

第1節 町民の在り方

（町民の基本姿勢と役割）

第5条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え、行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めます。

2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、連携協力してまちづくりに努めます。

3 町民は、町民の信託に基づいて定められた条例などを遵守するものとします。

4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分任するものとします。

5 町民は、まちづくりの主体として自ら考え、行動し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

【解説】

本条例では、町民が情報を知る権利や町政へ参加する権利等が規定され、それを最大限尊重することとしていますが、権利を主張するだけでは社会生活は成り立ちません。それと同時に、責務を果たすことも求められてきます。

また、信託に基づき定められた既存条例や新設条例などを遵守することとしています。

町民は、お互いの存在や価値観を認めあうことが重要であり、条例全体を通してあるように、まちづくりの主体、担い手であることを認識し、自分の発言と行動には責任を持ち、連携協力してまちづくりに関わることを基本的な取り組み姿勢としています。

また、町民は行政サービスを受ける権利を有する一方、行政サービスを受けるために

は、各町民がそれぞれの状況に見合った負担を分任することを規定しています。

【関係法令】

◆地方自治法

(住民の意義、権利義務)

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

※「負担を分任する」とは、地方公共団体が各種の行政活動を行うにあたって要する経費について、住民が負担を分かち合うこと。

「負担」とは、地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等法律の定めるところによって地方公共団体が住民に課するすべての負担が含まれる。

「分任」とは、分担して負担に応ずるとの意味であり、その分け方は必ずしも均分(等しく同じ割合で分ける)を意味するものではなく、法令に定めるところにしたがって分けられる。

(町民の権利)

第6条 町民は、議会及び町の保有する情報について、知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。

2 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。

【解説】

「情報を知る権利」は、議会及び町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら積極的に町政に関する情報の提供を要求でき、本条例第25条(情報の公開)、第28条(個人情報保護)に定めるところにより取得できることを規定しています。

また、町民が住みよく安心して安全に暮らせるまちづくりのための活動に参加する権利を規定しています。

町民が行政サービスを受けることができる権利を有することを概括的(内容や概念などをひとまとめにまとめること)に規定しています。

※行政サービス：地方自治体が住民に提供する各種サービスで、戸籍などの手続き、年金、子育て支援、福祉、ゴミ処理や公共施設の運営など行政が提供しているサービス全般のこと。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

2 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解説】

事業者とは、余市町内において、営利、非営利を問わず、一定の目的をもって活動を行う個人、法人若しくは団体をいいます。

公共の領域において、今後事業者の果たす役割は一層重要になります。事業者が地域社会の一員として社会的責任を有することを認識し、所有する資源を有効的に活用して、様々な分野で地域社会の形成に貢献するよう努めることを規定しています。

また、従業員等の行う地域活動にも理解と配慮して、住みよい地域社会の実現に貢献するよう努めることを規定しています。

例（地域貢献）：①周辺の道路の清掃や地域の美化活動などへの参加

②地域の景観に配慮した施設の整備（建築物や屋外広告物）

第2節 町民参加

(町民参加)

第8条 町民は、まちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

2 町は、町政に広く町民が参加する機会を保障し、積極的に町民参加を推進するものとします。

3 町民参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けるものではありません。

【解説】

町民が主体となったまちづくりを進めていくためには、町民が町政に参加することが必要です。

このため、町は、広く町民が参加する機会を保障するとともに、町民参加を推進することを規定しています。

しかし、参加しない自由もあり、町は、町民が参加する又は参加しないことにより、不利益を受けることがないよう、配慮する必要があります。

※参加の方法：①町の審議会委員等としての参加

②ボランティア活動への参加

③区会活動への参加

④町HPや町広報誌による情報取得 など

(町民意見の公募)

第9条 町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、その政策、計画等に反映させるとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表するものとします。ただし、緊急性を要するものについては、この限りではありません。

【解説】

町民の意見を聴き、政策、計画等に反映させるため、町民の意見を求めることを規定しています。

一般的に町民に意見を求める代表的な手法がパブリックコメントです。

本町には、「余市町パブリックコメント手続きに関する要綱」による手続きがありません。

※「重要な政策、計画等」とは

「総合計画」、「高齢者福祉計画」など町内全域を対象として、町の施策の基本方針や方向など基本的な事項を定める計画等のことをいいます。

例えば、町の総合計画といった総合的な構想や計画のほか、農業、水産、環境、福祉、都市計画等の行政分野ごとの基本的な計画、方針を対象としています。

※「ただし、緊急性を要するもの」とは

町民等の生命や健康を守るために緊急に条例案等を議会に上程しなければならない場合や、この手続きに要する経過期間中にその効果が損なわれる場合など、パブリックコメント手続きを行う時間がない場合をいいます。

※「余市町パブリックコメント手続き」

○計画等の公表方法

公表は実施機関が必要と認める場所における閲覧及び配布並びにホームページへの掲載の方法により行います。

また、公表を行うときは、ホームページ又は広報誌への掲載、その他の方法により実施について町民等に周知します。

〔必要と認める場所〕標準的なケース

役場、公民館、図書館、福祉センター

○意見等の受付方法

①実施機関が指定する場所における持参又は郵送による書面の受領

②ファクシミリ装置による受信

③電子メールの受信

④その他実施機関が適当と認める方法

○意見等の取扱い（公表）

実施機関は、町の政策形成の過程における町民参加の機会を提供し、行政運営の公正性の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働によるまちづくりの推進に寄与することの目的を達成するため、提出された意見等を踏まえて計画

等を十分に考慮した上で、意思決定を行います。

提出された意見等の内容及びそれに対する町の考え方や提出された意見等による計画等の修正の内容及びその理由を公表（HP、公表場所での掲示）する。

（町民活動）

第10条 町民は、自ら行う活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。

2 町は、前項の町民活動団体の役割と活動を尊重します。

【解説】

安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自ら行動していく、住民の自由意思に基づく活動を「町民活動」といいます。

町民活動を自由意思に基づいて行うために、各種団体（町民活動団体）を組織することができることを規定しています。

住民は、その団体活動を行う場合に、他の団体の役割や活動を尊重しながら取り組むことで互いの活動を充実させるとともに、連携することを示しています。

町は、それぞれの町民活動の役割、自主性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう、また、主体となる町民の自治の意識を弱めることのないよう配慮する中で、その必要性に応じて様々な形で支援（人的）し、また、町民活動と連携協力したまちづくりを推進します。

- ※町民活動団体：①各種サークル
②寿大学
③母親クラブ
④ボランティア活動団体 等

- ※具体的な支援：①学習機会の提供
②学習会等への職員の派遣
③情報の提供

第3章 議会

（議会の責務）

第11条 議会は、町政における二元代表制の一翼を担い、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される意思決定機関として、その機能を果たす責務を有します。

【解説】

議会は、憲法第93条において「議事機関」と規定され、地方公共団体の意思を決定

する機関です。議会は、地方自治法第96条、98条の規定により、条例の制定、改正又は廃止、予算・決算の認定等の議決、町政運営の基本的な事項を議決する権限を有するとともに、監査請求や調査等を通じ、意思決定機関として、その機能を果たす責務を規定しています。

【関係法令】

◆憲法

(地方公共団体の機関、その直接選挙)

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

◆地方自治法

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- (15) その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項

2 (省略)

(検査、監査の請求)

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

(議員の責務)

第12条 議員は、町民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有します。

【解説】

町政の重要案件は、直接選挙により選ばれた議員によって構成される議会で審議されます。議員は町民の代表としてその信託に応え、誠実に職務を遂行する責務を規定しています。

第4章 町

第1節 町の基本事項

(町の役割と責務)

第13条 町は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を執行する役割を有します。

2 町は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。

3 町は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。

4 町は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加により、連携協力して透明性の高い町政を執行する責務を有します。

【解説】

「議会の議決に基づく事務」とは、地方自治法第96条第1項（本条例第11条（議会の責務の考え方）欄に關係法令として記載）に規定している条例、予算・決算、地方税の賦課徴収又は使用料、手数料の徴収等15項目に関する事務をいいます。

「法令等に基づく事務」とは、法律、政令・省令、条例及び規則その他の規程に基づく事務、又は上司の命令による事務等をいいます。

町は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などのように、それぞれ独自の執行権限をもち、事務の管理及び執行に当たって自ら決定する権限を有することを規定しています。

また、「自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する」とは、町は、その権限の範囲内にあつては、相互に独立の關係にあることから、それぞれの管理下における事務の執行に当たっては、自らの意思決定に基づいて行うことをいいます。

町は、町民の信託に基づく町政を最小の経費で最大の効果をあげるよう執行していく責務を規定しています。

町民の意思をまちづくりに反映し、住民自治を実現するため、情報共有と町民参加の機会保障に努め、町民と町が相互に連携協力、さらには、透明性の高い町政を執行する責務を規定しています。

(町長の責務)

第14条 町長は、この条例の目的達成のため、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。

2 町長は、町民の信託に応え、公正かつ誠実に町政を執行し、町民に対し、説明を果たす責務を有します。

【解説】

町長は、直接選挙によって選ばれた余市町の代表として、住民から信託された役割を果たすため、法令を遵守し、地方自治法に定められた権限を行使し、全力を挙げてまちづくりを推進するとともに、公正かつ誠実に町政を執行していかなければなりません。

また、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備するとともに、町政の執行に際しては、町民に丁寧な説明を果たす責務を規定しています。

【関係法令】

◆地方自治法

(地方公共団体の統轄及び代表)

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

(事務の管理及び執行)

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

(担当事務)

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね次に掲げる事務を担当する。

- (1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- (2) 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- (3) 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- (4) 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- (5) 会計を監督すること。
- (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- (7) 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- (8) 証書及び公文書類を保管すること。
- (9) 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

(職員の責務)

第15条 町の職員は、町民が自治の主体であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。

2 町の職員は、町民との信頼関係を深めるため、町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、まちづくりに積極的に参加するとともに、全力を挙げて職務を遂行する責務を有します。

3 町の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに連携を密にするとともに、政策の企画及び立案並びに町民の求めることに的確に対応できるよう創意工夫し、自己研さんする責務を有します。

【解説】

職員の服務は、憲法や地方公務員法により規定されているとおり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することであり、町長その他の任命権者の下で行政運営に関する職務を遂行することです。職員は、公務員であることを常に自覚し、法令等を遵守し、公正な立場で誠実に職務を遂行しなければなりません。

職員は、職員としての責務を負うと同時に町民でもあることから、町民としての責務も果たしていく必要があります。そのため、職員は、職務で培った知識や経験、技術を生かし、コミュニティと町との橋渡し役として、積極的に町民としてもまちづくりに参加するとともに全力で職務を遂行する責務を規定しています。

職員は、最小の経費で最大の効果を上げるよう、職員間で連携を密にするとともに必要とされる知識の習得、技術などの向上に努め、町民の求めることなどに的確に対応できるよう創意工夫し、自己研さんする責務を規定しています。

【関係法令】

◆日本国憲法

(公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障)

第15条 (第1項省略)

2 すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

3～4 (省略)

◆地方公務員法

(服務の根本基準)

第30条 すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第2節 行政運営

(総合計画)

第16条 町長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための長期的な方針を定めた基本構想及び基本計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとします。

【解説】

地方自治法の一部改正（平成23年法律第35条）により、地方自治体の基本構想の策定義務は廃止されました。しかし、長期的な視点に立った町政運営を進めるには、その方向を示していく必要があるため「総合計画」の策定を本条例に位置付けるものです。

町では、平成24年度から平成33年度までの10年間の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための政策を盛り込んだ「第4次余市町総合計画」を策定しています。

また、計画期間を前期3年、中期3年、後期4年の3期に区分し、まちづくりの基本構想・基本計画に基づき、それぞれの期間ごとに社会・経済情勢や財政状況に応じた事

業実施計画を策定しています。

町政に関する個別計画や施策を定める場合には、「総合計画」と食い違いや矛盾が生じないように整合性を図ります。

※個別計画：「総合計画」の政策や施策を達成するため、それぞれの分野における具体的な取り組み内容を盛り込んだ計画（方針や指針などを含む。）をいいます。

（財政運営）

第17条 町長は、総合計画を踏まえ、中長期的な財政見通しに留意しながら予算を編成し、計画的かつ健全な財政運営に努めます。

2 町長は、財政の状況について、町民にわかりやすく公表するものとします。

【解説】

持続可能な自治体経営を行っていくため、財政の状況を的確に把握し、財源の確保と有効な活用に努め、健全な財政運営を図ることが重要です。そのため、前条に規定する「総合計画」を踏まえ、中長期的な展望に立った予算編成に努めることを規定しています。

行政としての説明責任を果たすため、財政の状況について、広報誌やホームページなどにより町民にわかりやすく公表するとともに、毎年度「予算説明書」を個別配布し透明性の高い財政運営を行うことを規定しています。

【関係法令】

◆地方財政法

（この法律の目的）

第1条 この法律は、地方公共団体の財政（以下「地方財政」という。）の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。

（予算の編成）

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

◆地方自治法

（財政状況の公表）

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2～3（省略）

◆余市町財政状況の公表に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は地方自治法第243条の3第1項の規定による財政状況の公表（以下「財政状況の公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。

2 (省略)

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、余市町広報に登載してこれを行う。

2～3 (省略)

(危機管理)

第18条 町は、災害、不測の事態等の緊急時に対処するため、機動的な危機管理体制を確立し、町民の生命及び財産を守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において自ら身を守り、また、相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備に努めます。

3 町民及び町は、あらゆる危機に対応するため、常に連携します。

【解説】

町は、地震や津波、台風などの自然災害、原子力災害やテロ行為など不測の事態に対して、余市町地域防災計画や余市町国民保護計画に基づく危機管理体制を確立し、必要な措置を講じることを規定しています。

町民も災害等が発生した際には、自助、共助の取り組みが減災へとつながることから、町民自らが区会で実施する防災訓練に参加するなど、常日頃から災害等に備える意識を高め、互いに協力して防災等の対策を進めるよう努めることを規定しています。

また、あらゆる危機に対応するため、常に町と連携することを規定しています。

第5章 まちづくり

第1節 ひと

(子育て及び教育の推進)

第19条 家庭、町民、学校等及び町は、深い連携によって、次代を担う子どもたちの健やかな成長及び郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めます。

2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めます。

3 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と子育ての推進に努めます。

4 学校等は、保護者、地域とともに子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めます。

5 町は、子育て及び教育に関し必要な政策を実施するものとします。

【解説】

子どもを持つ家庭が子育ての主体ですが、「次代を担う子どもたち」のため、町民、学校等、町も協力して、健全な育成と郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、さらには、まちづくりの担い手となって力を発揮する人材を家庭、町民、学校等及び町の協働により育成することを規定しています。

子どもにとって一番身近な存在である家庭が、社会的にも弱い立場にある子どもを守り、未熟な子どもをしつけ、心身の健康を維持することを家庭の役割として規定しています。

子どもが安心して通学し、地域で遊べるよう、関係する機関（学校や町、警察等）、団体等（区会や余市町地域子ども会育成連絡協議会等）と一体となって、地域全体で子どもの安全確保と子育てを町民の役割として規定しています。

学校は、基本的に教育を行うところですが、教育に加え、乳幼児期の保育も大切なことから、学校等には幼稚園、保育所等を含っており保護者、地域とともに子どもに対する、知育、徳育、食育等の充実に努めることとしています。

町の役割としては、子育て及び教育に必要な政策等を実施することを規定しています。具体的には、子育て関連の事業の実施や情報提供、義務教育環境の充実、財政的支援などがあります。

学校等：小学校、中学校、高校の他に幼稚園、保育所などを含め、就学前の子どもも取り組みの対象としています。

特色ある教育（例）：先人の歴史を学ぶ教育。例えば水産博物館の見学、会津との関わりを学ぶ等

第2節 くらし

（町民の活動との連携）

第20条 町は、町民のさまざまな活動に対等な立場で連携協力して、地域の課題に取り組み、協働のまちづくりを推進します。

【解説】

少子高齢化の進行や町民ニーズの多様化に伴い、行政だけでは対応できない地域の課題が生じており、従来の行政主導の画一的な行政サービスの提供では、その課題解決の手法にも限界があります。

また、地域の実情に合った特色あるまちづくりを進めるためにも、町民と町が共通認識（情報共有等）を持ちながら、対等な立場で連携・協力して進める「協働のまちづくり」が必要となります。

NPOやボランティア団体をはじめ区会や町民団体など、専門性や意欲を持った多様な民間主体と協働のまちづくりを推進していくことを規定しています。

協働の具体例としては、「自助・共助・公助」の考え方に基づく、防犯や見守り（子

どもや高齢者等) などの安全・安心の取り組み、環境美化活動、区会単位のまちづくりなどがあります。

(コミュニティの推進)

第21条 町は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいるコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限に尊重します。

2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他支援に努めます。

3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに権利を認め、協力し、情報提供を行い、その活動に積極的に参加するよう努めます。

【解説】

区会などの地域におけるコミュニティは、会員や担い手の減少、高齢化などの課題を抱えていますが、地域において人と人とのつながりが希薄になっている中、子どもや高齢者の安全、防災などの面で重要な役割を担っています。

また、まちづくり団体やボランティア団体などのコミュニティは、清掃やリサイクル、自然保護など、それぞれのテーマに沿って活動することによって地域社会に貢献しています。

このようにコミュニティは、まちづくりにとって、重要で欠かすことのできない存在であることから、町は、その重要性を十分認識し、守り育てていく必要があります。

町は、コミュニティの主体性、自立性、地域特性を尊重しながら、区会などとの定期的な意見交換を行うことや活動に役立つ情報の提供、さらには人的・財政的支援に努めることを規定しています。

また、町民一人一人がコミュニティ活動の果たす意義や役割を理解し、互いに権利を認め、協力し、情報提供を行い、さらには自らの意思で活動への参加や協力により、地域の課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となる活動の推進について規定しています。

(健康の増進及び福祉の向上)

第22条 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を相互理解と協力の中で推進するため、地域社会における連帯意識を深めるよう努めます。

【解説】

健康は、いきいきと安心な生活、さらには自己実現(人間としての豊かな自己の能力や個性を実現させていこうとするもの)を図るための基となるものであり、町民の健康

は、町民の生活の質（身体的な苦痛を取り除くだけでなく、精神的、社会的活動を含めた総合的な活力、生きがい、満足度）が高まるだけではなく、町全体の福祉の向上にもつながるため、町と町民は相互理解と協力によりこれらを積極的に推進し、地域社会における連帯意識を深めるよう努めることについて規定しています。

※健康の増進

- ・健康の増進や病気の予防に関する取組：スポーツ奨励・保健指導・介護予防等
- ・病気の進行と重症化を防ぐための取組：疾病重症化予防のサポート等

（保健、医療及び福祉の連携）

第23条 町は、保健、医療及び福祉に関する機関、団体等との連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができるよう努めるとともに、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めます。

【解説】

出生・乳幼児期から成長期において親や子どもが安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、高齢者や疾病、障がいのある人も健やかな人生を送ることが可能となるよう、保健・医療・福祉サービスが相互に連携し、町民のニーズに応じた適切なサービス提供に努めることを規定しています。また、まちづくりを進めるにあたり、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めることとしています。

※障壁：妨げになるもの

心理的障壁：心ない言葉や視線など意識上（心）の障壁

物理的障壁：歩道の段差、乗降口や出入口の段差等交通機関や建物等における障壁

第3節 しごと

（産業の振興と職場づくり）

第24条 町民及び町は、豊かな自然や温暖な気候による特色ある風土を活かした産業の振興を図るとともに、働く場の確保及び移住の受入れ促進に努めます。

2 町民及び町は、次代の人たちが魅力を感じ、誇りを持てる職場づくりに努めます。

【解説】

先人たちが幾多の困難を乗り越えながら、豊かな自然環境等を活かし、創造してきた多くの産業の振興を図るため、町民と町は情報の共有等連携・協力して、働く場の確保と移住者の受け入れの促進に努めることを規定しています。

また、先人たちが残してくれた知恵や産物を誇りとし、次代の人達が魅力を感じ、誇りをもてる職場づくりに努めることを規定しています。

※働く場の確保と移住者の受入れ：（例）町外からの農、漁業等の担い手確保等

魅力と誇りを持てる職場：(例) 農業、漁業の一次産業等における特色ある職場づくりやブランド品の開発等

第4節 情報共有

(情報の公開)

第25条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

2 町が保有する情報については、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

【解説】

町は、町民に町が保有する情報を「広報よいち」や「ホームページ」、「掲示板」など様々な手法を用いて、わかりやすく提供し、公開することを規定しています。

町では、既に余市町情報公開条例に基づき情報公開を行っています。ただし、町が保有する情報の中には、個人情報など無制限に公開することができないものもあります。

【関係法令】

◆余市町情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、町の機関が保有する情報の公開を求める権利を明らかにし、情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政への参加を推進するとともに、町民の知る権利を保障し、町が説明責任を全うすることにより、町民と町との信頼関係を深め、開かれた町政実現と町政の発展に寄与することを目的とする。

(情報の共有)

第26条 町民及び町は、まちづくりに関する情報を積極的に収集し、提供し合うことにより、情報を共有してまちづくりの推進に努めます。

2 町は、町政に関する情報をさまざまな手段を用いて、わかりやすくかつ速やかに提供するものとします。

【解説】

情報共有は、町からの一方的な情報提供だけではなく、町民からの情報発信があってこそ成り立ちます。協働によるまちづくりを進めるために、町民と町はまちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを進めることが必要と考え「情報の共有」について規定しています。

また、町は町政に関する情報を「広報よいち」や「ホームページ」、「掲示板」など様々な手法を用いてわかりやすく、かつ速やかに提供することを規定しています。

(説明責任)

第27条 町は、公正で開かれた町政を進めるために、町政に関して町民にわかりやすく説明します。

【解説】

説明責任は、町民と町との間の信託に基づく信頼関係を築くためにも大切なものであり、さらには町政の健全な発展のためには、自治の主体である町民に対し、町政に関する活動の経過及び内容についてわかりやすく説明する責任があることを規定しています。

(個人情報の保護)

第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されないように、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。

【解説】

自治の基本原則である情報の共有を進めるときに、特に配慮を要するのが、個人の基本的権利に関わるプライバシーの保護です。町が保有する情報の中には、特定の個人に関する情報が数多く含まれており、これら個人情報が一度流出すると取り返しのつかない人権侵害や個人の権利・利益の侵害を伴う恐れがあります。

本条では、根幹的な考え方を本町の姿勢として規定しています。

また、保有する個人情報については「余市町個人情報保護条例」により適正な保護を図ることを規定しています。

【関係法令】

◆余市町個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する町民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の尊厳の確保と町民の基本的権利の擁護を図り、もって公正な町政の推進に資することを目的とする。

第5節 意見交流

(町民との意見交流)

第29条 町は、町政の状況把握及び改善の検討、実施事業の更なる活性化に向けての取り組み、地域の特色を活かす工夫等について、意見交流する場を設け、町民が参加するまちづくりを推進します。

【解説】

町は、町民全体が参加するまちづくりを推進するため、町政の状況を常に把握しておくとともに、常に適正な町政の運営を図るための改善の検討を行い、さらには町が実施する事業（イベント等）のマンネリ化を防ぐため、活性化に向けた取り組みや地域の特色を活かす工夫など、町民と意見交流する場を定期的に設定することを規定しています。

※例：ソーラン祭りや味覚祭りなどの活性化に向け、町民が意見を発せられる場の設定。

第6章 住民投票

(住民投票の実施と取扱い)

第30条 町長は、町政に関する重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 3 町長は、住民投票を実施するときは、その結果の取扱いを事前に明らかにします。

【解説】

地方自治制度では、直接選挙によって選ばれた首長と議員が住民の信託を受け行政運営を進める間接民主制を原則としていますが、本条例では、町政に関する重要な事案について、直接、住民の意思を確認する必要がある場合に、間接民主制を補完する制度として住民投票を位置付けています。

「町政に関する重要な事項」とは、町が行う事務のうち、住民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案のことで、実際に住民投票が行われた他自治体の例では、産業廃棄物施設の建設、原子力発電所の建設などがあります。あくまでも「町政」に関する事案ですので、町の権限に属さない事案（防衛や外交政策など国の権限で行うもの）は除かれますし、法令の規定に基づき住民投票を行うことのできる事案など（議会の解散請求、首長・議員の解職請求など）もここでいう「町政に関する重要な事項」の対象とはなりません。

住民投票制度には、必要な事案が発生した際に議会の議決を得て住民投票を実施する「個別型」と、あらかじめ投票の対象となる事案や方法などを住民投票条例として定める「常設型」があります。「常設型」の住民投票は、その実施に際し、その都度、議会の議決を必要としないため、議会の権能を損なうこととなる可能性があります。これに

対し「個別型」の住民投票は、個別の事案ごとに、住民投票に付すべき事案についてのほか、投票期日や投票場所などの投票方法、住所や年齢の要件、外国人の取扱いなどの投票資格、成立要件などについて、議会での審議を経た後に実施されるため、議会の意思が尊重されることから、本条例では、「個別型」として住民投票を位置付けました。

住民投票の実施に当たっては、住民へ住民投票の仕組みや目的などについて情報提供を行うとともに、投票結果の取扱いを事前に明らかにして十分に理解された上で慎重に行う必要があります。

【参考】

《「住民投票」とは》

地方公共団体における直接民主主義的制度の一つで、地方公共団体の住民が、特定の事案について投票により直接意思表示を行う制度をいいます。法令で定める住民投票の種類としては次〔1〕のものがありますが、本条例で規定した住民投票は、次〔2〕の住民投票条例の発案の区分に示したもののうち、首長による議案の提出（地方自治法第149条）により制定される条例に基づくものとなります。

なお、地方自治法第74条では住民による条例の制定請求が認められており、その規定に基づき、普通地方公共団体の議会の議員及び首長の選挙権を有する者は、その総数の1/50以上の者の連署をもって、首長に対して条例（住民投票条例）の制定を求めることができます。

〔1〕—法令で定める住民投票の種類—

■地方自治特別法の制定（憲法第95条）

地方自治特別法の制定に際し、その地方公共団体の住民による投票を実施し、過半数の同意を得なければ制定することができない。

■議会の解散請求（地方自治法第13条第1項、第76～79条）

普通地方公共団体の住民は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1以上の連署をもって、議会の解散を請求ことができ、この請求があった場合、選挙人の投票（＝住民投票）に付され、この投票において過半数の同意があったときは、議会は解散する。

■議員・長の解職請求（地方自治法第13条第2項、第80～85条）

選挙権を有する者は、一定数以上の連署をもって、議員又は首長の解職を請求ことができ、この請求があった場合、選挙人の投票（＝住民投票）に付され、この投票において過半数の同意があったときは、議員又は首長は失職する。

〔2〕—住民投票条例の発案の区分—

① 首長による議案の提出（地方自治法第149条第1号）

普通地方公共団体の長は、概ね次に掲げる事務を担当する。

(1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

② 議員による議案の提出（地方自治法第112条第1項及び第2項）

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

③ 住民による条例の制定請求（地方自治法第74条第1項）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

第7章 交流・連携

(国及び北海道との連携協力)

第31条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、それぞれの適切な役割分担のもと、国及び北海道と連携協力します。

【解説】

地方分権一括法の施行により、市町村は、国、北海道と対等な関係として位置付けられたことを踏まえ、余市町は、国、北海道と互いの役割分担を明確にした上で課題の解決を図るため連携及び協力することを規定しています。

例えば、大規模災害に見舞われた場合や、交通、観光など広域的な課題を解決する場合には、町だけで対応することは困難です。

そのため、町は、日頃から国、北海道と情報交換に努めるなど、連携協力を図り課題の解決に向けて取り組みます。

(他の地方公共団体等との連携協力)

第32条 町は、近隣市町村その他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組みます。

【解説】

厳しい財政状況の中、例えば公共施設の整備や維持管理を他の地方公共団体と共同で行うことも考えられます。また、政策の立案や特色ある地域づくりなど広域的な課題又は共通する課題の解決を図るため、他の地方公共団体や関係機関(教育機関や経済団体、NPO法人など)と連携及び協力することを規定しています。

(町外の人々との交流及び連携)

第33条 町民及び町は、近隣市町村の人々と環境、福祉、観光等共通する課題について積極的に情報交換を行い、交流を深め、公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組みます。

【解説】

人や情報等の流れが活発化している現在、町民及び町はより豊かな、より安全な、より過ごしやすい町をつくるため、環境、福祉、観光等様々な分野で共通する課題について、近隣市町村の人々と情報交換や交流により、公共的な社会基盤等(道路、公園、文教施設等)が広域的(町外の人々)に活用されるまちづくりに取り組むことを規定しています。

(国際交流及び地域間連携)

第34条 町民及び町は、国際化社会において、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、姉妹都市等との交流を図り、互いの文化や価値観の理解、尊重に努め、国際感覚豊かな人材を育成します。

2 町民及び町は、交流都市等と教育、文化、産業、観光などの交流及び連携を図り、地域社会の発展を進めます。

【解説】

今後の余市町を考えるに当たり、町民及び町は国際社会に目を向けて、国際的な視点で考えることも必要な時代となっています。現在、余市町ではイギリスのイーストダンバートシャイア市と姉妹都市提携を結んでいますが、今後も交流を図り、互いの文化や価値観の理解、尊重に努め、国際感覚豊かな人材を育成することを規定しています。

また、現在、福島県会津若松市とは親善交流都市を締結、奈良県五條市とは交流都市提携を結んでいますが、このような自治体等とあらゆる分野での交流及び連携を図り、地域社会の発展を進めることを規定しています。

第8章 条例の位置付けと見直し

(条例の位置付け)

第35条 この条例は、本町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町は、これを最大限に尊重するものとします。

【解説】

この条例は、余市町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町は、それぞれの立場から余市町の自治を担っており、この条例に規定している事項を最大限尊重することを規定しています。

(条例の見直し)

第36条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が余市町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町長は、前項の規定による検討に当たっては、次条に定める委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、第1項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

【解説】

町長は、この条例の各条項が社会経済情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて、条例施行後4年を超えない期間ごとに検討することを規定しています。

検討の期間を「4年を超えない期間ごと」としたのは、町長は、任期中、少なくとも1回は条例の内容について検討すべきとの考えからですが、必要があれば、4年間という期間に限らず、適宜条例の内容を検討することができます。

町長は、上記の事項を検討するにあたっては、次条に定める「余市町民自治推進委員会」へ諮問することとしています。

また、上記の検討結果を踏まえ、この条例や条例に基づく制度で見直すことが適当であると判断したものについては、改正など必要な措置を講じることを規定しています。

(町民自治推進委員会)

第37条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、余市町民自治推進委員会（以下「町民委員会」といいます。）を設置します。

2 町民委員会は、町長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べることができます。

3 町民委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に規則で定めます。

【解説】

条例の施行後は、その目的が実現されているか、条例の趣旨に沿った運用がなされているか、その進行を管理することが必要です。

条例を実効性のあるものにしていくために、条例の運用状況を町民側からの立場で見守り、条例の適正な進行管理を図るため、余市町民自治推進委員会（以下「町民委員会」）を設置するものです。

町民委員会は、今後、条例の運用状況を見守り、条例の適正な進行管理をチェックする役割を担うものであり、長期かつ継続的に設置されるものであること、設置根拠を条例に求めることにより、当該委員会が提言する意見の重みが増すためです。

町民委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申することの他にこの条例の基本的事項（町の自治の推進に関する事項）を町長に提言することができることを規定しています。

町民委員会の組織や運営に関する具体的な事項については、この条例の委任を受けて、別に規則で定めることとしています。

Ⅲ 余市町自治基本条例

1 余市町自治基本条例の構成

前 文

第1章 総 則

目的（第1条）

「この条例は、余市町の町政運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とします。」（条例本文）

定義（第2条）

「町民」「事業者」「町」「まちづくり」「協働」「町民参加」について定義。

基本理念（第3条第1項・第2項）

「余市町の自治の主体は、町民を基本とします。」（条例本文）

「町民は、町民憲章を心得として、まちづくりを進めるものとします。」（条例本文）

基本原則（第4条第1項・第2項・第3項・第4項）

「余市町の自治は、地方自治の本旨に基づき町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とし、議会及び町長は、町民の信託に基づき政策を定め、町政を運営するものとします。」（条例本文）

「まちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく、個人の人権を尊重し、国際化が進む中、異なる文化や価値観を認め合う文化を育むことを基本とします。」（条例本文）

「町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとします。」（条例本文）

「町民及び町は、広く自治を担う人材を育成するとともに、協働によるまちづくりを進めます。」（条例本文）

第2章 町民

第1節 町民の在り方 町民の基本姿勢と役割（第5条） 町民の権利（第6条） 事業者の役割（第7条）

第2節 町民参加 町民参加（第8条） 町民意見の公募（第9条） 町民活動（第10条）

第3章 議会

議会の責務（第11条）

議員の責務（第12条）

第4章 町

第1節 町の基本事項 町の役割と責務（第13条） 町長の責務（第14条） 職員の責務（第15条）

第2節 行政運営 総合計画（第16条） 財政運営（第17条） 危機管理（第18条）

第5章 まちづくり

第1節 ひ と 子育て及び教育の推進（第19条）

第2節 くらし 町民の活動との連携（第20条） コミュニティの推進（第21条）
健康の増進及び福祉の向上（第22条） 保健、医療及び福祉の連携（第23条）

第3節 しごと 産業の振興と職場づくり（第24条）

第4節 情報共有 情報の公開（第25条） 情報の共有（第26条） 説明責任（第27条）
個人情報の保護（第28条）

第5節 意見交流 町民との意見交流（第29条）

第6章 住民投票

住民投票の実施と取扱い（第30条）

第7章 交流・連携

国及び北海道との連携協力（第31条）
他の地方公共団体等との連携協力（第32条）
町外の人々との交流及び連携（第33条）
国際交流及び地域間連携（第34条）

第8章 条例の位置付けと見直し

条例の位置付け（第35条）
条例の見直し（第36条）
町民自治推進委員会（第37条）

2 余市町自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 町民

第1節 町民の在り方（第5条―第7条）

第2節 町民参加（第8条―第10条）

第3章 議会（第11条・第12条）

第4章 町

第1節 町の基本事項（第13条―第15条）

第2節 行政運営（第16条―第18条）

第5章 まちづくり

第1節 ひと（第19条）

第2節 暮らし（第20条―第23条）

第3節 しごと（第24条）

第4節 情報共有（第25条―第28条）

第5節 意見交流（第29条）

第6章 住民投票（第30条）

第7章 交流・連携（第31条―第34条）

第8章 条例の位置付けと見直し（第35条―第37条）

附則

私たちのまち余市町は、日本海に面し、突き出たシリバ岬はまちのシンボルとして愛されています。古くは、にしん漁でにぎわい、多くの開拓者により余市りんごが実を結びました。とうとうと流れる余市川、豊かな気候・風土が生んだ果物、ウイスキー、ワインは私たちの誇りであり宝です。

自然環境などの変化に対応し、多くの産業を創造し、まちを形成してきた先人たちの意志を受け継ぎ、次代へと伝えていかなければなりません。

誰かがまちをつくるのではなく、私たち一人一人が自覚と責任を持ち、知恵を出し合い、お互い支え合い、地域への関わりを持ち、より豊かな、より安全な、より過ごしやすいまちを目指し、行動することが必要です。

町民、議会及び町のそれぞれの役割や関係が明らかになるように、私たち一人一人の行動を手助けできるよう、まちづくりの基本となるこの条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、余市町の町政運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、又は町内に通勤する人若しくは通学する人、若しくは事業者をいいます。
- (2) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。
- (3) 町 町長をはじめとする執行機関を含む地方公共団体としての余市町をいいます。
- (4) まちづくり 町民が住みよく安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます。
- (5) 協働 多様な主体が対等な立場で、共通の目的に向かって、ともに力をあわせて活動することをいいます。

(6) 町民参加 まちづくりに関して町民が責任をもって自発的に関わることをいいます。

(基本理念)

第3条 余市町の自治の主体は、町民を基本とします。

2 町民は、町民憲章を心得として、まちづくりを進めるものとします。

(基本原則)

第4条 余市町の自治は、地方自治の本旨に基づき町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とし、議会及び町長は、町民の信託に基づき政策を定め、町政を運営するものとします。

2 まちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく、個人の人権を尊重し、国際化が進む中、異なる文化や価値観を認め合う文化を育むことを基本とします。

3 町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとします。

4 町民及び町は、広く自治を担う人材を育成するとともに、協働によるまちづくりを進めます。

第2章 町民

第1節 町民の在り方

(町民の基本姿勢と役割)

第5条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え、行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めます。

2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、連携協力してまちづくりに努めます。

3 町民は、町民の信託に基づいて定められた条例などを遵守するものとします。

4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分任するものとします。

5 町民は、まちづくりの主体として自ら考え、行動し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

(町民の権利)

第6条 町民は、議会及び町の保有する情報について、知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。

2 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

2 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

第2節 町民参加

(町民参加)

第8条 町民は、まちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

2 町は、町政に広く町民が参加する機会を保障し、積極的に町民参加を推進するものとします。

3 町民参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けるものではありません。

(町民意見の公募)

第9条 町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、その政策、計画等に反映させるとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表するものとします。ただし、緊急性を要するものについては、この限りではありません。

(町民活動)

第10条 町民は、自ら行う活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。

2 町は、前項の町民活動団体の役割と活動を尊重します。

第3章 議会

(議会の責務)

第 1 1 条 議会は、町政における二元代表制の一翼を担い、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される意思決定機関として、その機能を果たす責務を有します。

(議員の責務)

第 1 2 条 議員は、町民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有します。

第 4 章 町

第 1 節 町の基本事項

(町の役割と責務)

第 1 3 条 町は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を執行する役割を有します。

2 町は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。

3 町は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。

4 町は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加により、連携協力して透明性の高い町政を執行する責務を有します。

(町長の責務)

第 1 4 条 町長は、この条例の目的達成のため、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。

2 町長は、町民の信託に応え、公正かつ誠実に町政を執行し、町民に対し、説明を果たす責務を有します。

(職員の責務)

第 1 5 条 町の職員は、町民が自治の主体であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。

2 町の職員は、町民との信頼関係を深めるため、町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、まちづくりに積極的に参加するとともに、全力を挙げて職務を遂行する責務を有します。

3 町の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに連携を密にするとともに、政策の企画及び立案並びに町民の求めることに的確に対応できるよう創意工夫し、自己研さんする責務を有します。

第 2 節 行政運営

(総合計画)

第 1 6 条 町長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための長期的な方針を定めた基本構想及び基本計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとします。

(財政運営)

第 1 7 条 町長は、総合計画を踏まえ、中長期的な財政見通しに留意しながら予算を編成し、計画的かつ健全な財政運営に努めます。

2 町長は、財政の状況について、町民にわかりやすく公表するものとします。

(危機管理)

第 1 8 条 町は、災害、不測の事態等の緊急時に対処するため、機動的な危機管理体制を確立し、町民の生命及び財産を守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において自ら身を守り、また、相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備に努めます。

3 町民及び町は、あらゆる危機に対応するため、常に連携します。

第 5 章 まちづくり

第 1 節 ひと

(子育て及び教育の推進)

第 1 9 条 家庭、町民、学校等及び町は、深い連携によって、次代を担う子どもたちの健やかな成長及び郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めます。

- 2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めます。
- 3 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と子育ての推進に努めます。
- 4 学校等は、保護者、地域とともに子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めます。
- 5 町は、子育て及び教育に関し必要な政策を実施するものとします。

第2節 暮らし

(町民の活動との連携)

第20条 町は、町民のさまざまな活動に対等な立場で連携協力して、地域の課題に取り組み、協働のまちづくりを推進します。

(コミュニティの推進)

第21条 町は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいるコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限に尊重します。

- 2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他支援に努めます。
- 3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに権利を認め、協力し、情報提供を行い、その活動に積極的に参加するよう努めます。

(健康の増進及び福祉の向上)

第22条 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を相互理解と協力の中で推進するため、地域社会における連帯意識を深めるよう努めます。

(保健、医療及び福祉の連携)

第23条 町は、保健、医療及び福祉に関する機関、団体等との連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができるよう努めるとともに、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めます。

第3節 しごと

(産業の振興と職場づくり)

第24条 町民及び町は、豊かな自然や温暖な気候による特色ある風土を活かした産業の振興を図るとともに、働く場の確保及び移住の受入れ促進に努めます。

- 2 町民及び町は、次代の人たちが魅力を感じ、誇りを持てる職場づくりに努めます。

第4節 情報共有

(情報の公開)

第25条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

- 2 町が保有する情報については、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

(情報の共有)

第26条 町民及び町は、まちづくりに関する情報を積極的に収集し、提供し合うことにより、情報を共有してまちづくりの推進に努めます。

- 2 町は、町政に関する情報をさまざまな手段を用いて、わかりやすくかつ速やかに提供するものとします。

(説明責任)

第27条 町は、公正で開かれた町政を進めるために、町政に関して町民にわかりやすく説明します。

(個人情報保護)

第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されないように、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。

第5節 意見交流

(町民との意見交流)

第29条 町は、町政の状況把握及び改善の検討、実施事業の更なる活性化に向けての取り組み、地域の特色を活かす工夫等について、意見交流する場を設け、町民が参加するまちづくりを推進します。

第6章 住民投票

(住民投票の実施と取扱い)

第30条 町長は、町政に関する重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 3 町長は、住民投票を実施するときは、その結果の取扱いを事前に明らかにします。

第7章 交流・連携

(国及び北海道との連携協力)

第31条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、それぞれの適切な役割分担のもと、国及び北海道と連携協力します。

(他の地方公共団体等との連携協力)

第32条 町は、近隣市町村その他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組みます。

(町外の人々との交流及び連携)

第33条 町民及び町は、近隣市町村の人々と環境、福祉、観光等共通する課題について積極的に情報交換を行い、交流を深め、公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組みます。

(国際交流及び地域間連携)

第34条 町民及び町は、国際化社会において、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、姉妹都市等との交流を図り、互いの文化や価値観の理解、尊重に努め、国際感覚豊かな人材を育成します。

- 2 町民及び町は、交流都市等と教育、文化、産業、観光などの交流及び連携を図り、地域社会の発展を進めます。

第8章 条例の位置付けと見直し

(条例の位置付け)

第35条 この条例は、本町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町は、これを最大限に尊重するものとします。

(条例の見直し)

第36条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が余市町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

- 2 町長は、前項の規定による検討に当たっては、次条に定める委員会に必要な意見を求めるものとします。
- 3 町長は、第1項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

(町民自治推進委員会)

第37条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、余市町民自治推進委員会（以下「町民委員会」といいます。）を設置します。

- 2 町民委員会は、町長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べるすることができます。
- 3 町民委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表統計調査員の項の次に次のように加える。

町民自治推進委員会	委員	日額	4,000円	1,500円	同上
-----------	----	----	--------	--------	----

【資料】余市町自治基本条例 制定までの経過

1 「(仮称)余市町自治基本条例」策定準備会(平成25年8月発足)

- ◎設置目的 余市町自治基本条例の策定の進め方、策定組織のあり方について、検討・協議し、その結果を町長に提言
- 準備会委員 産業、経済、福祉、教育等の関係団体から選出された8名で構成
- 設置期間 平成25年8月～策定委員会発足まで
- 準備会の開催 全10回
- アドバイザー 札幌学院大学 法学部 准教授 嶋田佳広

2 「(仮称)余市町自治基本条例」策定委員会(平成26年10月発足)

- ◎設置目的 本町の目指す、町民が主役のまちづくりをいっそう推進するため、自治の基本理念をはじめ、町民及び議会、事業者、行政、それぞれの役割と責務、町民の町政への参画と協働の仕組みなどの条例案を策定する
- 策定委員会 公募による者、町内の各種団体の推薦を受けた者、策定準備会の推薦を受けた者16名で構成
- 設置期間 平成26年10月～町長に検討報告書提出まで
- 策定委員会の開催 全28回
- 自治基本条例の住民周知
 - ・平成29年2月27日 「自治基本条例を考える町民フォーラム開催
 - ・平成29年4月27日 「(仮称)余市町自治基本条例策定委員会だより」発行
広報よいちへ折り込み全戸配布
- 町長への報告書の提出 平成29年11月9日

3 「(仮称)余市町自治基本条例」庁内研究会(平成27年11月11日発足)

- ◎設置目的 自治基本条例制定に向け、その目的や条例に盛り込むべき内容及び関連する事項について、調査、研究及び検討を行う
- 研究会員 庁内各部署より部長が推薦する係長職以上の職員10名で構成
- 設置期間 平成27年11月～自治基本条例施行日まで
- 研究会の開催 全4回開催

4 余市町自治基本条例(原案)の策定

- (仮称)余市町自治基本条例策定委員会からの報告書を基に原案策定

5 パブリック・コメント実施 平成29年11月10日～平成29年12月11日

6 余市町自治基本条例案の決定

7 平成29年第4回定例会に余市町自治基本条例案を提出・可決

条例施行 平成30年4月1日

余市町自治基本条例の解説

平成30年4月作成

■余市町総務部地域協働推進課

〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地

電話 0135-21-2142 (課直通)・FAX 0135-21-2144

e-mail chiiki@town.yoichi.hokkaido.jp

■余市町ホームページ

<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/>